

意見書案第 10 号

L G B T Qをはじめとした性的少数者の差別解消と誰もが生きやすい環境
の整備を進めていくよう求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提
出いたします。

令和 5 年 6 月 26 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

L G B T Qをはじめとした性的少数者の差別解消と誰もが生きやすい環境の整備を進めていくよう求める意見書

日本は、主要7か国で唯一、同性婚が認められず、L G B T Qをはじめとした性的少数者の差別禁止を明記した法律も制定されていない。

N P O法人の調査によると、10代当事者の48%が自殺を考え、14%が自殺未遂、38%が自傷行為に及んだことがあると回答、当事者の苦難は深刻な状況にある。

令和3年、超党派の議員連盟により、性的少数者への差別禁止や理解を促進するための法案整備に向けた協議が行われ、法の目的や基本理念に「性的指向や性自認を理由とした差別は許されない」との文言を盛り込んだ法案が与野党で合意に至ったものの、差別は許されないという文言に対して懸念を示す意見もあり、法案提出はなされなかった。

地方議会では、法整備を求める意見書が本年1月以降26団体で採択され、2月には同性婚をめぐる不適切発言で首相秘書官が更迭され、改めて法整備を求める声が強まり、3月の民間世論調査でも、今国会で同法を成立させるべきとの回答が過半数を超えた。

このような状況の中、先月開催されたG7広島サミットでは、性的少数者の権利保護を明記した共同声明が発表され、議長国を務めた日本の姿勢も問われることとなったが、今国会で成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律では、基本理念は「差別は許されない」から「不当な差別はあってはならない」に、「性自認」の表記は「ジェンダーアイデンティティ」へと表現が後退した。

また、「全ての国民が安心して生活できることとなるよう、留意する」、という条文を付し、多数派が認める範囲内に性的少数者の人権・尊厳を制限しかねないものとなり、性的少数者の理解増進に逆行するものと言わざるを得ない。

本市では、何人も、性的指向、性自認その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないと規定する差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定しており、差別と偏見に苦しむ人をこれ以上看過することはできない。

よって、国におかれては、性的少数者の人権尊重及び差別解消のため、同法に差別の禁止について明確に規定するとともに、誰もが生きやすい環境の整備を進めていくよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
共生社会担当大臣